

# 令和6年度環境保全活動団体交流イベント運営委託業務 企画提案公募要領

## 1 事業の概要等

### (1) 委託業務名

令和6年度環境保全活動団体交流イベント運営委託業務（以下「本委託業務」という。）

### (2) 業務目的

本県の豊かな自然環境を次世代に継承するためには、県民一体となった環境保全活動の取組が重要となっている。

県内では、多様な主体が取り組む地域活動や、団体の特性に応じた環境保全に関する様々な活動について、多くの関係者が活動している。しかし、活動団体間の交流等を実施できる場が少ないことから、交流の場を創出するとともに、県内各地で展開されている活動の紹介を通して、取組のノウハウや情報を互いに共有し、さらなる活動に向けた連携体制や意欲向上を目的とした交流イベントを開催する。

### (3) 委託業務内容

「令和6年度環境保全活動団体交流イベント運営委託業務企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (4) 業務委託の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### (5) 予算額

業務委託料として、3,000千円以内(消費税率10%の額を含む。)で企画すること。

ただし、金額は企画段階の目安であり、契約金額ではない。提案採択後、調整することがある。

## 2 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本委託業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者であること。
- (3) 本公募要領や仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者であること。
- (4) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者（ただし、共同企業体の代表者を除く構成員についてはその限りではない。また、沖縄県内に支店又は営業所を設置する者については、支店又は営業所職員が当課との調整等に常時対応できる状況であること。）

なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)から(3)及び(5)から(13)の要件を満たしていること。
- (5) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税の滞納がないこと。
- (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。
- (10) 過去 3 年間以内に国又は地方公共団体から環境関連業務の受注実績があること。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。

(注 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(注2) 主な労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (3) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和 47 年法律第 113 号)
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成 5 年法律第 76 号)
- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成 3 年法律第 76 号)
- (7) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号)
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)
- (10) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号)
- (11) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (13) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (14) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)

### 3 応募手続等

(1) 本委託業務に関する質問受付

ア 受付期間：令和 6 年 4 月 30 日（火）～令和 6 年 5 月 13 日（月）12 時まで

イ 受付先：沖縄県環境部環境再生課宛に、質問書様式を電子メールで提出。

なお、件名を「【質問】令和 6 年度環境保全活動団体交流イベント運営委託業務に関する企画提案」とすること。また、電子メール後は、電話により受信確認を行うこと。

(E-mail) [aa021100@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa021100@pref.okinawa.lg.jp)

(TEL) 098-866-2064

ウ 回答方法：当課ホームページへの掲載をもって回答とする（随時）。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和 6 年 5 月 20 日（月）17 時（必着）

イ 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番地 2 号（県庁 4 階）

沖縄県環境部環境再生課内

ウ 提出方法：上記の提出場所に持参により提出すること。

エ 提出部数：次の(ア)～(ス)の書類を 1 セットとし、6 部提出すること。

（1 部は原本、残りはコピー可。）

なお、定款（又は寄付行為）及び収支決算書の書類については、原本への添付のみ（1 部のみ）で差し支えない。

オ 提出書類等：

企画提案に当たっては、以下の書類を作成し提出すること。なお、記載内容が様式に収まらない場合は複数枚の提出や別紙を活用して差し支えない。

(ア) 企画提案参加表明書【様式1】

(イ) 企画提案書【様式2】

- ① 企画提案書はA4版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。
- ② 企画提案に当たっては、本県の環境教育等に係る現状等を踏まえ、効率的・効果的な事業実施を図ること。
- ③ 企画提案書の内容は、別添「環境保全活動団体交流イベント運営委託業務企画提案仕様書」及び以下<③-1>から<③-4>の項目について項目毎に記述すること。

③-1 基本方針

環境問題等を巡る国内外・県内の動向、県民が環境保全活動に取り組むことの意義等を踏まえ、本事業を実施するにあたっての基本的な考え方及び基本方針について記述すること。

③-2 業務提案、業務手法の概要（交流事業について）

多様な環境保全活動団体との交流事業の実施について、開催時期、開催箇所、想定している環境保全活動団体、実施内容等に係る内容を記述すること。

③-3 業務提案、業務手法の概要（発表イベントについて）

発表イベントの実施について、開催時期、開催箇所、想定している実施内容等に係る内容を記述すること。

③-4 独自提案等

仕様書に記載のある内容以外に、本委託業務の目的を達成するために効果的だと思われる独自の業務提案があれば記述すること。

(ウ) 業務スケジュール【様式3】

契約期間内における業務全体のフローや工程表を示すこと。

(エ) 業務遂行体制【様式4】

各担当者の氏名や役割等を整理した業務執行体制図を示すこと。

- ① 業務遂行体制図
- ② 担当者の役割等
- ③ 担当予定者の経歴等

(オ) 会社概要等【様式5】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

定款（又は寄付行為）及び収支決算書（直近3年間）を添付すること。

(カ) 過去3年間の類似業務等の実績【様式6】

※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

(キ) 見積書【様式7】

※積算内訳を添付すること。

また、積算内訳の記載に当たっては、単価や数量、見積条件が分かるよう明記すること。

※積算の費目については、以下の内容とする。

- ① 直接人件費
  - ② 直接経費（謝金、旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費等）
  - ③ 直接経費（再委託費）
  - ④ 一般管理費（原則として、「①+②」の10%を上限とする。）
  - ⑤ 消費税
- (ク) 誓約書【様式8】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。
  - (ケ) 県税納税証明書（未納がないことの証明）
  - (コ) 労働保険に加入していることが確認できる書類
  - (サ) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類
  - (シ) 社会保険に加入義務がないことについての申告書【様式9】※加入義務がない場合
  - (ス) 協定書（共同企業体のみ）

協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、契約不適合責任、協議事項等

#### カ 主な評価項目：

企画提案書等については、主に次の項目により評価する。

- ・環境問題や本委託業務への理解度
- ・業務全体の効率性、経済性
- ・企画提案内容等の具体性、妥当性、実効性
- ・独自提案等の具体性、妥当性、実効性、創造性
- ・執行体制の充実度

#### キ 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

#### ク 第1次審査（参加資格審査等）

- (1) 環境再生課内で上記2の参加資格の確認等を行う。  
ただし、提案者数が多数の場合は、環境再生課内で企画提案書等の内容を審査し、3者程度を選定する。
- (2) 審査結果について、県から書面等で連絡する。

#### ケ 第2次審査（書面審査）

- (1) 委託業者選定委員会を設置し、企画提案書等の内容を審査する。
- (2) 最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。
- (3) 審査結果について、県から書面等で連絡する。  
※結果通知は、令和6年6月下旬を予定

#### 4 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加資格のない者が提案をしたとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しなかったとき。
- (3) 提案に関して不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 5 委託契約

- (1) 本事業に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。
- (2) 契約金額は委託先候補者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 契約締結に伴う諸経費は、委託先候補者の負担とする。
- (4) その他契約条項については、委託先候補者との協議事項とする。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなくてはならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

#### 6 留意事項

- (1) 本企画提案に係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、県環境再生課（本企画提案関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画提案書等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次順位以降の企業に業務委託先を変更する場合がある。
- (5) 選定結果についての質問や意義申し立ては受け付けない。

#### 7 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

- (3) やむを得ない理由（新型コロナウイルス感染症の影響を含む疾病による影響その他天災、人災による影響等）が生じた場合、契約内容を見直すことがある。

## 8 提出先及び問い合わせ先

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）

部課名：沖縄県環境部環境再生課

担当者：嘉手納、渡辺

電 話：098-866-2064

F A X：098-866-2497

E-mail：[aa021100@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa021100@pref.okinawa.lg.jp)

時 間：月曜～金曜（祝祭日を除く）8:30～17:15